資料１

意見等募集の結果について

案　　件	補助金等のあり方に関するガイドライン（案）
結果の公表場所	ホームページ、財政課担当窓口（市役所南館３階）、 情報ルーム（市役所南館１階）
意見募集期間	平成２４年７月２日から平成２４年７月２５日まで
意見提出件数	２人　２０件 （うち賛否のみ　０件、無効　０件）
公表資料	・ 補助金等のあり方に関するガイドライン（案） ・ 補助金等のあり方に関するガイドライン（案）の概要
結果公表日	平成２４年８月　日
担　当　課	企画財政部　財政課 電　話 ：０７２－６２０－１６１２ ＦＡＸ ：０７２－６２６－４８２６ Eメール：zaisei@city.ibaraki.lg.jp

提出された意見等及び市の考え方（案）

№	内容分類	頁	ご意見等	市の考え方
1	はじめに	1	茨木市行財政改革推進プラン（第２期計画の具体的取組）との整合性はどのように考えているのか。	補助金等の適正化の取組みは、「茨木市行財政改革指針」に基づく取組みであり、「茨木市行財政改革推進プラン」の取組状況においても、「２－３－１９」で「補助金の見直し」を掲げています。
2	1　補助金等とは	1	「インセンティブ」の趣旨を記述してもらいたい。	「活発な公益活動を行う団体の意欲をより一層刺激し、市民や民間の団体等による公益活動のさらなる活性化を図り、市民福祉の向上を目指します。」と記載しており、意欲のある活動を支援する補助金制度を構築いたします。
3	2　現状と課題	2	予算における補助金の位置付けはどうあるべきか、考え方を示されたい。	２ページ８行目の「これまで本市では、」の前に、「補助金制度は、市民等と市が協働して施策を推進していくための有効な手段の一つであり、」を追加します。
4	2　現状と課題	2	補助金には様々な弊害があることを十分認識し、予算編成時に慎重な吟味が必要であるという考え方を示されたい。	補助金等の課題については、「２　現状と課題」に記載のとおり、継続的に特定の団体等に交付している補助金において公益性・公平性・有効性の検証が不十分であると認識しており、当ガイドラインに基づき、適正化を図ってまいります。
5	2　現状と課題	2	補助金支出に関する「会計手続」を適正化すべきではないか。	現状においても、補助金にかかる会計手続は適正に実施していると認識しており、現状と課題において記載する必要はないものと考えておりますが、「８　事務手続きの整理」において、事務手続きを整理する旨を記載しており、より一層の適正化に努めてまいります。
6	3　適正化の基本的視点	4	公益性の考え方において、「範囲を限定すること」を補足してもらいたい。	公益性の判断基準として、「不特定多数の利益の実現を図るものか」という判断基準を示しており、公益性が高い事業に限って補助金等を支出してまいります。

提出された意見等及び市の考え方（案）

№	内容分類	頁	ご意見等	市の考え方
7	3　適正化の基本的視点	4	公平性の考え方において、「補助金の支出は、不公平にならないよう留意すること」を補足してもらいたい。	公平性の考え方として、「交付先に対する公平性」と「補助額に対する公平性」の２つの公平性を満たすように、補助対象（交付先）の要件や補助額算定の基準を明確にして、公平性を確保する必要がある旨を記載しております。
8	3　適正化の基本的視点	4	有効性の考え方において、「効率を高めるために支出のタイミング、額について十分検討すべきこと」を補足してもらいたい。	補助額に見合う効果の実現においては、支出のタイミングや補助額だけではなく、事業の実施方法や実施主体など、様々な要因について個々の補助金に応じて検討する必要があることから、「個別の内容に応じて総合的に判断する必要があります」という記述としております。
9	3　適正化の基本的視点	4	適正化の基本的視点に、「重要性（緊急性ないしは重要性の高いものであること）」を追加してもらいたい。	補助金等の適正化の視点としては、ご意見をいただきました重要性・公正性という視点のほかにも、効率性・経済性など様々な視点があります。今回のガイドラインでは、その中でも最重要な視点として、公益性・公平性・有効性の３点を掲げており、ご意見の視点はその中に含まれているものと考えております。
10	3　適正化の基本的視点	4	適正化の基本的視点に、「公正性（補助金の本来の趣旨に沿って支出すべきか否かを厳正に決定すべきこと）」を追加してもらいたい。	
11	4　補助金等交付基準	5	「(1)補助額(率)」において、地方公共団体が補助金等を交付（歳出としての補助）する場合、補助目的に即した適切な執行の担保が求められる。考え方を丁寧に説明されたい。	Ｐ４「(3)有効性の考え方」の１行目を次のとおり修正します。「有効性の判断にあたっては、補助金額に見合う、補助目的に合致した効果が認められることが基本となります。」
12	4　補助金等交付基準	5	「(1)補助額(率)」において、補助率は対象経費の２分の１以内を基本としているが、言い換えると、半分は自己負担で事業を行うこととなる。その場合、地域活動やボランティア活動などの採算性が低い事業は、自己負担をしてまで事業を行わないのではないか。	「(1)補助額(率)」の４行目の「市として特に推進すべき補助事業や」の後に、「自主財源を調達する手段が少ない事業、」に変更します。

提出された意見等及び市の考え方（案）

№	内容分類	頁	ご意見等	市の考え方
13	4　補助金等交付基準	6	「(3)補助対象経費等」において、経済的不況で地方財政が窮迫している時、公益に合致した有効な補助金等を交付されたい。	厳しい財政状況においても、市の施策の推進に向け、より有効に機能する補助制度を目指し、当ガイドラインに基づき、「公平で、公益性が高い、事業に対する補助金制度」を構築してまいります。
14	4　補助金等交付基準	6	「(3)補助対象経費等」の食糧費の説明において、会議の際のペットボトルのお茶を例示して補助対象対象経費としているが、必要ないのではないか。	食糧費については、各補助金の内容に応じて判断することになりますが、例示としては、「講演会における講師へのお茶」に改めます。
15	4　補助金等交付基準	7	「(5)見直し時期」において、次の事項を十分考慮されたい。 ①補助金等対象団体の独立運営の可能性の有無 ②市民の立場から、補助金等支出の緊急な必要性の有無	見直し時期の設定は、補助金等が適正であるかどうかを定期的に点検するために設けているものでありますが、見直しに当たっては当ガイドラインに基づきご意見の趣旨も踏まえながら適切な見直しに努めてまいります。
16	4　補助金等交付基準	7	「(6)別の団体への再補助」において、下部団体に再補助する基準を明確にされたい。	個別の補助金ごとに状況が異なりますので、具体的な基準は定めず、個別の内容に応じて総合的に判断してまいります。
17	4　補助金等交付基準	7	「(7)市が事務局機能を担っている団体」において、受給者は市民に対して説明責任を負うべきである。	「7　市民等への説明責任等」「(1)市民等への説明責任」において、「毎年度終了後、全ての補助金等について、補助金額・補助内容・補助団体名等をとりまとめ、ホームページ等を活用して市民等へ公表します。」としており、「市が事務局的機能を担っているかどうか」についても公表を予定しております。
18	6　提案公募型補助金制度の創設	9	市民に対し分かりやすく考え方を説明、類似自治体の事例を補足されたい。	現状においても、分かりやすい記述と考えておりますが、今後、市民から事業を募集する際には、具体例を示すなど、分かりやすい内容の募集要項を作成してまいります。

提出された意見等及び市の考え方（案）

№	内容分類	頁	ご意見等	市の考え方
19	7　市民等への説明責任等	11	市民に対して補助金に関する情報提供を十分に行うよう「自治会への回覧」をしてもらいたい。	自治会への回覧につきましては、現状でも多くの回覧を市から依頼している中、さらに回覧を依頼することは困難であると考えておりますが、補助金制度の透明性や客観性を確保するため、広報誌やホームページ等を活用して、広く市民への公表に努めるとともに、各団体に対しても丁寧に周知してまいります。
20	その他		意見公募手続きとして、30日以上の募集期間を設けなかったのは何故か。	「茨木市パブリックコメント実施要綱第６」において、提出期間は「おおむね１か月程度」としていることから、今後の日程等を勘案し、24日間といたしました。